

【令和 6 年第 1 回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和 6 年 2 月 1 6 日 総務委員長 木庭 理香子

○「議案第 5 7 号 令和 5 年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* こども加算分に係る支給対象者の範囲について

こども加算分に係る支給対象者は、基準日である令和 5 年 1 2 月 1 日時点において 1 8 歳以下の児童を扶養している世帯に加え、基準日以降に出生した子どもを扶養している世帯も含まれるが、基準日以降に出生した子どもについては、国から支給対象の範囲が示されていないため、今後、国からの通知等を踏まえて適切に対応していく。

* 税情報の確認ができない世帯について

賦課期日以降、複数回転居しているため前住所地の課税情報が確認できない世帯や、国外からの転入者などが該当する。

* コールセンターの設置時期及び夜間対応について

現在実施している令和 5 年度川崎市物価高騰対策給付金事業において、川崎市物価高騰対策給付金コールセンターを設置しており、本補正予算が可決された後、引き続きコールセンターを活用し、本件給付金事業に対応する予定である。夜間対応など、支給対象者の利便性向上に向けた取組の検討を行うよう、所管局に申し伝える。

* 調整給付分に係る過支給への対応について

調整給付分に係る支給額は、令和 5 年分所得税額をベースとした推計所得税額を活用して算定するが、令和 6 年分所得税額による算定額との間に差額が生じた場合の対応については、国から正式な通知等は示されていないものの、過支給分の返還を求めない方針で検討を行っているとしている。

* 職員手当の算定根拠について

職員手当に係る補正額は、こども未来局分は約 1 2 5 万円、健康福祉局分は約 9 0 万円としており、これまで実施してきた給付金事業の実績を踏まえて算定した。

* 直近の消費者物価指数及び賃金の上昇率について

直近の消費者物価指数等は把握していない。

《意見》

* 子育て世帯に該当するこども加算分の支給対象者等については、支給を希望する方が漏れなく給付が受けられるよう、コールセンターの案内や夜間の受付など、丁寧に対応してほしい。

* 消費者物価指数が 3. 8 パーセント上昇していることを踏まえると、実質賃金は減少していると考えするため、市独自の給付制度も併せて検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決